

# しんしろ市民活動サポートセンターの設置及び運営に関する要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、しんしろ市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置することにより、行政と特定非営利活動法人をはじめとするNPO団体やボランティア活動団体等（以下「団体等」という。）が対等の関係で協働し、団体等の自主性を尊重し、各団体間の交流を図るために必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 行政及び団体等のより活発なまちづくりを目指す場として、新城まちなみ情報センター内にサポートセンターを設置する。

## (事業内容)

第3条 サポートセンターで行う事業内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体等の活動情報及び活動支援情報等の収集及び提供。
- (2) 団体等の活動を支援する各種業務の推進。
- (3) 団体等の活動に対する意識啓発及び交流の推進。

## (事務局)

第4条 サポートセンターの管理、運営を行うための事務局を所管する課に置く。

2 事務局長は、所管する課の課長とする。

## (施設利用)

第5条 サポートセンターを利用する時には、事前に市民活動サポートセンター利用登録申請書（様式第1）を提出し、利用登録しなければならない。ただし、利用登録できるのは次に掲げる要件を満たした団体等であること。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動団体、市民活動・ボランティア活動を行う又は行おうとする団体等であること。
- (2) 市内に活動拠点をおき、2名以上で構成されていること。
- (3) 運営・責任体制が明確であること。
- (4) 団体、個人を問わず他の団体等と良好なパートナーシップを築き、市全体のまちづくり活動の活性化を図ることができること。
- (5) 選挙、政治、宗教、営利活動を目的とした団体等でないこと。
- (6) 東三河市民活動推進協議会が提供する東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」に登録する団体等であること。

2 サポートセンターの利用方法は、別に定めるしんしろ市民活動サポートセンター利用規約を遵守しなければならない。

3 登録内容等の変更（活動の廃止を含む）があった場合は、速やかにしんしろ市民活動サ

ポートセンター利用登録変更・廃止届（様式第2）を提出し、その内容を変更する。

- 4 登録の期限は、登録の承認を受けた年度末3月31日までとする。翌年度以降も利用を希望する場合は、毎年度しんしろ市民活動サポートセンター利用継続申請書（様式第3）を提出し、登録の延長をしなければならない。

（利用時間）

第6条 サポートセンターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、12月28日及び翌年の1月4日は、午後5時までとする。

（休館日）

第7条 サポートセンターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日以降の最初の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 2月19日から施行する。

## しんしろ市民活動サポートセンター利用登録申請書

令和      年      月      日

新 城 市 長 様

下記のとおり利用団体として登録申請します。      （記入者氏名： \_\_\_\_\_）

団体名		発足	年 月
代表者の氏名			
代表者の住所			
代表者の連絡先	電話	E-mail	
事務担当者名			
事務担当者の住所			
事務担当者連絡先	電話	E-mail	
会員等の数	名		
主な活動場所			
活動内容	※裏面の表の中から該当する活動の番号を選択し、記載してください（複数回答可）。		
活動内容を具体的に記入してください。			
《確認欄》※内容を確認し、右枠のチェック欄に✓を入れてください。			チェック欄
皆さんの活動に参加したい、活動の情報提供を受けたいという市民に、市から必要な情報を提供します（市民に提供する際には、あらかじめ事務担当者に連絡させていただきます）。			
本申請書の情報に基づき、「しんしろ市民活動団体サポートセンター登録団体リスト」を作成し、市役所各課（支所を含む。）へ共有します。地域や市民、各種団体等から各課を通じて講師の依頼があった場合には、市から事務担当者に連絡をさせていただきますのでご承知おきください。			
電子メールで市民活動に関する情報提供をします。 ※事務担当者のメールアドレスに送付します。			

- ・ 代表者の住所・氏名の確認できるものをお持ちください（写し可）。
- ・ 次の書類を提出してください。
  - 利用団体の規約・会則等      ○構成員（会員）名簿
  - 利用団体の事業報告書・事業計画書、活動内容がわかるもの等（任意様式）
  - 東三河市民活動情報サイト【どすごいネット】団体登録届出（変更）書

※本申請書に関することをはじめ、利用団体への連絡等は事務担当者に行います。

《活動内容》

以下の中から、該当する活動の番号を表面の「活動内容」欄に記載してください。

1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救助活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

# しんしろ市民活動サポートセンター利用登録 変更・廃止 届出書

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

団体名

代表者氏名

記入者氏名

しんしろ市民活動サポートセンターの設置及び運営に関する要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

届出の種類	変 更 ・ 廃 止
変更内容記入欄（下記の該当する箇所に <u>変更後の内容</u> を記入してください。）	
団体名	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先 電話・Email	
事務担当者名	
事務担当者住所	
事務担当者連絡先 電話・Email	
主な活動場所	

※代表者が変更した場合は、新代表者の住所・氏名の確認できるものをお持ちください（写し可）。  
※変更した内容に基づき、市役所各課（支所を含む。）へ共有している「しんしろ市民活動団体サポートセンター登録団体リスト」を修正します。地域や市民、各種団体等から各課を通じて講師の依頼があった場合には、市から事務担当者に連絡をさせていただきますのでご承知おきください。  
※本届出書に関することをはじめ、利用団体への連絡等は事務担当者に行います。

## しんしろ市民活動サポートセンター利用継続申請書

令和 年 月 日

新 城 市 長 様

団体名

代表者氏名

記入者氏名

登録の継続 について	希望する	希望しない
団体の活動 内容について	今年度の活動実績	
	次年度の活動予定	
要望事項		
《確認欄》※内容を確認し、右枠のチェック欄に✓を入れてください。		チェック欄
皆さんの活動に参加したい、活動の情報提供を受けたいという市民に、市から必要な情報を提供します（市民に提供する際には、あらかじめ事務担当者に連絡させていただきます）。		
本申請書の情報に基づき、「しんしろ市民活動団体サポートセンター登録団体リスト」を作成し、市役所各課（支所を含む。）へ共有します。地域や市民、各種団体等から各課を通じて講師の依頼があった場合には、市から事務担当者に連絡をさせていただきますのでご承知おきください。		
電子メールで市民活動に関する情報提供をします。 ※事務担当者のメールアドレスに送付します。		

※本申請書に関することをはじめ、利用団体への連絡等は事務担当者に行います。